

エネルギー対策の推進に関する制度化について

趣旨・背景

- ・東日本大震災と原子力発電所の事故を契機として、原発の稼動が困難となり、昨年5月には一旦全国全ての原発が停止した。関西は、原発の依存度が高いことから、電力需給のひっ迫が懸念される事態。
- ・社会経済活動を一定維持していく上で、今後とも電力・エネルギーの確保が重要であることが再認識させられた。
- ・これまで、エネルギー需給対策は国が推進するものとされてきたが、今後は、需要者の立場から地域特性に応じた「エネルギー消費をできる限り抑制し、災害にも強く環境にやさしい新たなエネルギー社会づくり」を進めることが急務となっている。
- ・平成24年1月、大阪府環境審議会に対し、「新たなエネルギー社会づくりについて」の諮問を行い、環境審議会部会における10回にわたる審議を経て、平成24年11月に答申がなされた。
- ・この答申に基づき、より発展したエネルギー社会の構築(上手な都市活動を実現する)に向けた取組を、自治体として着実に速やかに実施していく必要がある。

「環境審議会答申」を踏まえた当面の施策の方向性

答申で示された施策の方向性	制度化
(1)エネルギー消費の抑制 温室効果ガス排出削減等の観点からも重要。 ①省エネ・省CO ₂ 関連情報の収集・分析・発信 ②個々の状況に応じた省エネ・省CO ₂ アドバイスの推進 ③省エネ・省CO ₂ 機器導入のためのインセンティブ付与 ④民生(家庭、業務)部門の省エネ・省CO ₂ 化の推進	・一般電気事業者等による報告制度 ・エネルギー需給に関する情報共有の促進 ・民生部門における省エネ・省CO ₂ 化と再生可能エネルギーの普及促進 (さらなる検討課題)
(2)電力ピーク対策の促進 需要側のエネルギーマネジメントを進めるとともに、自立・分散型電源の導入や多様な発電事業者の参入を進めていくことが必要。 ①電力ピーク需要抑制の取組促進 ②自立・分散型電源及び蓄電・蓄熱装置等の普及 ③多様な発電事業者の参入促進	・電気の需要の平準化の取組促進 ・高効率で環境負荷の少ない火力発電設備の設置に係る届出制度の創設
(3)再生可能エネルギーの普及拡大 発電時にCO ₂ を排出しない。 ピーク対策として寄与する可能性は大きい。 ①太陽光発電設備の導入支援等 ②民生(家庭、業務)部門への太陽光発電設備の導入促進	・民生部門における省エネ・省CO ₂ 化と再生可能エネルギーの普及促進 (さらなる検討課題) (再掲)

制度化について

(温暖化防止条例の改正)

一般電気事業者等による報告制度

- ・エネルギー供給事業者の中でも、喫緊の課題となっている電力需給と関わりが深い電気事業者(一般電気事業者、特定規模電気事業者)に対し、電力需給の予測・実績とその取組内容に関する報告を求める。

エネルギー需給に関する情報共有の促進

- ・府は、市町村、府民、エネルギー供給事業者その他の事業者とエネルギー需給に関する情報共有を図り、意見交換を促進する。

電気の需要の平準化の取組促進

- ・府、事業者、府民に対し、電気の需要の平準化のために必要な措置を講ずるよう努めるよう求める。
- ・エネルギーの使用量が相当程度多い者(特定事業者)が届け出る対策計画書及び実績報告書の制度において、これまでの温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制の取組に加えて、新たに電気の需要の平準化に関する取組を求める(電気の需要の平準化に関する取組内容も含め、総合的に評価する。)

高効率で環境負荷の少ない火力発電設備の設置に係る届出制度の創設

- ・高効率で環境負荷の少ない火力発電設備の設置に係る届出・公表制度を創設する。
- ・事前に環境性能を確認するための届出及び事後調査結果の報告を求める。
- ・同制度に基づき一定の環境性能が確認されたものに限り、環境影響評価条例施行規則を改正し、対象から除外する(法対象未満)。

さらなる検討課題

(今回のパブリックコメントの結果を踏まえ、さらに検討を進めていく。)

民生部門における省エネ・省CO₂化と再生可能エネルギーの普及促進

- ・民生部門のエネルギー消費は、大阪府全体のエネルギー消費の約5割を占めている。
- ・民生部門は、産業、運輸部門に比べ、過去からの増加が顕著(1990年度比で家庭部門は33%増、業務部門は29%増)であり、省エネ対策を強化していく必要がある。
- ・今後、次の基本的な考え方に基づき、制度化を検討する。

【基本的な考え方】

- ・事業者及び府民等に、広くエネルギーの使用の抑制及び再生可能エネルギーの導入に関する努力をお願いする。
- ・民生部門のエネルギー使用は、建築物の省エネ性能の向上を一定求めつつ、事業活動等におけるエネルギーの使用の抑制をお願いする。